

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文 目次

○ 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）（第三条関係）	4
○ 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）（抄）（第四条関係）	5
○ 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（抄）（第五条関係）	6
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第六条関係）	8
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（第七条関係）	9

○ 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	第四十九条（略） ②前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ掲載スベシ 一 五（略）
現 行	第四十九条（略） ②前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ 一 五（略）

改正案	現行
<p>（定款） 第八十八条の三（略）</p> <p>2 金融商品会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 一十四（略）</p> <p>十五 公告方法（金融商品会員制法人が公告（この法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第八十九条の二第二項第九号において同じ。）</p> <p>3（略）</p> <p>（定款） 第二百二条の四（略）</p> <p>2 自主規制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 公告方法（自主規制法人が公告（この法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第二百二条の九第二項第九号</p>	<p>（定款） 第八十八条の三（略）</p> <p>2 金融商品会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 一十四（略）</p> <p>十五 公告方法（金融商品会員制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第八十九条の二第二項第九号において同じ。）</p> <p>3（略）</p> <p>（定款） 第二百二条の四（略）</p> <p>2 自主規制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 公告方法（自主規制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第二百二条の九第二項第九号</p>

3
(略)
において同じ。)

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の手続)
第三百三十九条の三 (略)

2 6 (略)

7 吸収合併消滅会員金融商品取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法(会員金融商品取引所が公告(この法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならぬものとされているものを除く。))をする方法をいう。以下この目において同じ。)によりするときは、前項において準用する第百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

8 11 (略)

3
(略)
において同じ。)

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の手続)
第三百三十九条の三 (略)

2 6 (略)

7 吸収合併消滅会員金融商品取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法(会員金融商品取引所が公告(この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならぬものとされているものを除く。))をする方法をいう。以下この目において同じ。)によりするときは、前項において準用する第百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

8 11 (略)

改 正 案	現 行
<p>（資金管理団体の名称等の公表） 第十九条の二（略）</p> <p>2 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、前項の規定による公表を都道府県の公報又は官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）<u>第十一条</u>一項に規定する書面官報（以下この項において「書面官報」という。）への掲載により行つたときは、直ちに、当該都道府県の公報又は書面官報の写しを、都道府県の選挙管理委員会にあつては総務大臣及び政令で定める都道府県の選挙管理委員会、総務大臣にあつては政令で定める都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。</p>	<p>（資金管理団体の名称等の公表） 第十九条の二（略）</p> <p>2 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、前項の規定による公表を都道府県の公報又は官報への掲載により行つたときは、直ちに、当該都道府県の公報又は官報の写しを、都道府県の選挙管理委員会にあつては総務大臣及び政令で定める都道府県の選挙管理委員会、総務大臣にあつては政令で定める都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（公の出版物の収集）</p> <p>第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（公の出版物の収集）</p> <p>第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、<u>官報その他</u>一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（印刷局の目的）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の原稿の作成を行 い、並びに白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊 行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが 適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手そ の他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと 等によりその確実な提供を図ることを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行 う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 官報の原稿の作成並びに官報の発行に関する法律（令和五年 法律第八十五号）に規定する電磁的官報記録を記載した書面及 び書面官報の印刷を行うこと。</p> <p>四 白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方 式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができ ない方式で作られた記録をいう。次号及び第三項第一号におい</p>	<p>（印刷局の目的）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の編集、印刷及び 普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行 物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地 から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券 、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷 物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的と する。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行 う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。</p> <p>四 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録 （電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られた記録をいう。次号及び第三項第</p>

て同じ。)を含む。)の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。

五〇七 (略)

2・3 (略)

(年度目標に関する内閣総理大臣との協議)

第十九条 財務大臣は、第十一条第一項第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、通則法第三十五条の九第一項の規定により、年度目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等)

第二十条 (略)

2 内閣総理大臣は、官報の原稿の適切かつ確実な作成並びに官報の発行に関する法律に規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報並びに内閣所管の機密文書(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第三十七号の二に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 (略)

一号において同じ。)を含む。)の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。

五〇七 (略)

2・3 (略)

第十九条 削除

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等)

第二十条 (略)

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略） 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜三十六の二（略） 三十七 官報に関すること。</p> <p>三十七の二 内閣所管の機密文書の印刷に関すること。 三十八〜六十三（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜三十六の二（略） 三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。</p> <p>（新設） 三十八〜六十三（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）</td> <td style="text-align: center;">第三條第二項</td> <td style="text-align: center;">又は</td> <td style="text-align: center;">、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第七條第五項又は</td> </tr> </table> <p style="text-align: left;">2・3 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）	第三條第二項	又は	、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第七條第五項又は
(略)	(略)	(略)	(略)						
官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）	第三條第二項	又は	、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第七條第五項又は						
現 行	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: left;">2・3 (略)</p> <p style="text-align: left;">(新設)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)						